

岡山地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 所得税並びに消費税及び地方消費税更正処分等取消請求事件

国側当事者・国(岡山東税務署長)

平成23年8月10日棄却・控訴

判 決

原告	甲
同訴訟代理人弁護士	福川 律美
同訴訟復代理人弁護士	長沼 徹
被告	国
同代表者法務大臣	江田 五月
同指定代理人	大原 高夫
同	池永 真
同	高木 幸典
同	重田 勉
同	中島 ひとみ
同	林 嗣朗
同	赤堀 貴美
同	沼田 美之
同	安藤 直人
処分行政庁	岡山東税務署長

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求の趣旨

- 1 岡山東税務署長が原告に対し、平成19年11月27日付けでした原告の平成12年分の所得税の更正処分のうち所得金額614万2636円、納付すべき税額25万8000円を超える部分並びに過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定をいずれも取り消す。
- 2 岡山東税務署長が原告に対し、平成19年11月27日付けでした原告の平成13年分の所得税の更正処分のうち所得金額456万3740円、納付すべき税額15万4700円を超える部分及び重加算税の各賦課決定をいずれも取り消す。
- 3 岡山東税務署長が原告に対し、平成19年11月27日付けでした原告の平成14年分の所得税の更正処分のうち所得金額571万4309円、納付すべき税額10万3000円を超える部分及び重加算税の各賦課決定をいずれも取り消す。
- 4 岡山東税務署長が原告に対し、平成19年11月27日付けでした原告の平成15年分の所得

税の更正処分のうち所得金額864万2029円、納付すべき税額59万4400円を超える部分並びに過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定をいずれも取り消す。

- 5 岡山東税務署長が原告に対し、平成19年11月27日付けでした原告の平成16年分の所得税の更正処分のうち所得金額559万6900円、納付すべき税額11万6000円を超える部分並びに過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定をいずれも取り消す。
- 6 岡山東税務署長が原告に対し、平成19年11月27日付けでした原告の平成17年分の所得税の更正処分のうち所得金額518万9275円、納付すべき税額10万8000円を超える部分並びに過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定をいずれも取り消す。
- 7 岡山東税務署長が原告に対し、平成19年11月27日付けでした原告の平成12年1月1日から同年12月31日までの課税期間（以下「平成12年課税期間」という。）の消費税及び地方消費税の更正処分のうち、課税標準額7481万2000円を超える部分、控除対象仕入税額を0円とする部分、納付すべき消費税45万5900円を超える部分、納付すべき地方消費税11万3900円を超える部分並びに過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定をいずれも取り消す。
- 8 岡山東税務署長が原告に対し、平成19年11月27日付けでした原告の平成13年1月1日から同年12月31日までの課税期間（以下「平成13年課税期間」という。）の消費税及び地方消費税の更正処分のうち、課税標準額4964万8000円を超える部分、控除対象仕入税額を0円とする部分、納付すべき消費税29万2600円を超える部分、納付すべき地方消費税7万3100円を超える部分並びに過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定をいずれも取り消す。
- 9 岡山東税務署長が原告に対し、平成19年11月27日付けでした原告の平成14年1月1日から同年12月31日までの課税期間（以下「平成14年課税期間」という。）の消費税及び地方消費税の更正処分のうち、控除対象仕入税額を0円とする部分、納付すべき消費税39万1800円を超える部分、納付すべき地方消費税9万7900円を超える部分並びに過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定をいずれも取り消す。
- 10 岡山東税務署長が原告に対し、平成19年11月27日付けでした原告の平成15年1月1日から同12月31日までの課税期間（以下「平成15年課税期間」という。）の消費税及び地方消費税の更正処分のうち、課税標準額8902万3000円を超える部分、控除対象仕入税額を0円とする部分、納付すべき消費税47万1700円を超える部分、納付すべき地方消費税11万7900円を超える部分並びに過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定をいずれも取り消す。
- 11 岡山東税務署長が原告に対し平成19年11月27日付けでした原告の平成16年1月1日から同年12月31日までの課税期間（以下「平成16年課税期間」という。）の消費税及び地方消費税の更正処分のうち（ただし、いずれも平成20年3月26日付け異議決定により一部取り消された後のもの）、控除対象仕入税額を0円とする部分、納付すべき消費税34万0900円を超える部分、納付すべき地方消費税8万5200円を超える部分並びに過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定をいずれも取り消す。
- 12 岡山東税務署長が原告に対し平成19年11月27日付けでした原告の平成17年1月1日から同年12月31日までの課税期間（以下「平成17年課税期間」という。）の消費税及び地方消費税の更正処分のうち、課税標準額4720万3000円を超える部分、控除対象仕入税

額を0円とする部分、納付すべき消費税27万7200円を超える部分、納付すべき地方消費税6万9300円を超える部分並びに過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定をいずれも取り消す。

第2 事案の概要

本件は、岡山東税務署長が、原告の行った所得税並びに消費税及び地方消費税の確定申告につき、架空取引によるものや、業務の遂行上必要な支出であると認めることができない費用が必要経費に算入されているなどとして、原告に対し、平成12年分ないし平成17年分（以下「本件各年分」という。）の所得税の各更正処分及び加算税の各賦課決定処分をするとともに、課税仕入れに係る消費税額控除を認めることができないなどとして、平成12年課税期間ないし平成17年課税期間（以下「本件各課税期間」という。）の消費税及び地方消費税の各更正処分並びに加算税の各賦課決定処分（以下、上記各更正処分と上記各賦課決定処分とを併せて「本件各処分」という。）を行ったのに対し、原告が、本件各処分の取消しを求めた事案である。

1 前提となる事実（当事者間に争いのない事実）

(1) 当事者等

ア 原告は、個人事業者として、Aという屋号を使用し、機械の製作及び補修業を営む者であり、B株式会社の下請をしている。

原告は、所得税法143条所定の青色申告の承認を受けておらず、また、岡山東税務署長に対して、消費税法37条所定の中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例を受ける旨を記載した届出書を提出していない。

イ 乙（以下「乙」という。）は、株式会社C（以下「C」という。）、株式会社D（平成16年4月30日、商号を株式会社Eに変更。以下「E」という。）、F協同組合（以下「F協同組合」といい、「C」及び「E」と併せて「C関連法人」という。）の実質的経営者である。

(2) 本件C仕入等

原告は、本件各年分の事業所得の金額の計算上、C関連法人からの仕入れ及び外注工賃（以下「本件C仕入等」という。）を必要経費に算入して、確定申告を行った。その各年分における金額は、次のとおりである。

平成12年分	2208万5395円
平成13年分	875万3252円
平成14年分	1027万9816円
平成15年分	2000万円
平成16年分	1840万円
平成17年分	799万9998円

(3) 本件税務調査について

ア 岡山東税務署長は、平成18年11月13日から平成19年11月27日にかけて、調査担当者をして、原告に対する税務調査を実施した（以下「本件調査」という。）。

イ 本件調査担当者は、本件調査において、原告に対し、本件各年分の事業所得に関する帳簿書類の提示を求めたところ、原告は、以下の書類等を提示した。

(ア) 原告が、所得税の確定申告書及び収支内訳書並びに消費税及び地方消費税の確定申告書を記載するに当たり作成した、平成11年分の月別の売上金額並びに支払先ごとの月別の仕入金額及び外注工賃の金額等を集計した一覧表（以下「集計表」という。）、本件各年

分の集計表（乙4〔枝番のあるものはこれを含む。以下、注記のない限り同じ。〕。以下「本件集計表」という。）及び平成18年分の集計表

(イ) 平成15年分ないし平成17年分の事業所得の収入に係る納品書及び請求書控え

(ウ) 平成15年分ないし平成17年分の事業所得の必要経費に係る領収証及びレシート等（以下「本件経費領収証」という。）

(エ) 原告がG銀行から受領した振込金受取書

(オ) 原告名義のG銀行法界院支店、H銀行原尾島支店及びI信用金庫平井支店の預金通帳並びにJの郵便貯金総合通帳

(4) 本件訴訟に至る経緯

本件各年分の所得税並びに本件各課税期間の消費税及び地方消費税の確定申告、本件各処分、異議決定、裁決等の経緯は、別紙1記載のとおりである。

2 本件各処分の適法性につき、被告が主張するところは、別紙2のとおりである。

3 争点及び争点についての当事者の主張

(1) 本件C仕入等は架空取引か

【被告の主張】

本件C仕入等は架空取引である。

本件C仕入等に係る取引を裏付ける証拠として、C関連法人が原告に対して発行した領収証（乙5ないし7。以下「本件C領収証」という。）が存在するが、C関連法人は、原告から機械装置の製作の外注を受け、機械装置を製作したことはなく、本件C領収証記載の金額の5パーセントを伝票代として受け取ったのみであるから、本件C領収証は、内容虚偽のものである。

原告は、C関連法人が、機械装置の製作を丙に外注し、丙がさらにKに外注したと主張するが、丙なる人物の存在自体が疑わしいうえに、KがC関連法人に対して発行した領収証（甲27、28。以下「本件K領収証」という。）には、不自然、不合理な点が多く、原告の主張に沿う乙及び原告の供述も、信用できない。

【原告の主張】

本件C仕入等は、実在した取引である。

原告は、丁（以下「丁」という。）の紹介で、乙と知り合い、C関連法人に、機械装置の製作を外注するようになった。原告は、乙から完成した機械装置を受け取り、ユーザー等に納品した。機械装置の製作代金は、丁を通して現金で乙に支払っており、領収証については、丁に現金を渡した際に、丁から仮の領収証を受け取り、C関連法人からは、後日、本件C領収証（乙5ないし7）をもらった。

C関連法人は、マージンを取得して、丙に対して機械装置の製作を外注し、丙は、それをさらにKに対して外注していたようであるが、原告はそのことを知らなかった。

(2) 本件否認領収証に係る費用を必要経費に算入できるか

【被告の主張】

本件経費領収証のうち、別紙3記載の領収証（以下「本件否認領収証」という。）に係る費用は、事業の業務と直接関係をもち、かつ、業務の遂行上通常必要な支出であると認めることができないから、必要経費に算入することはできない。

原告は、本件否認領収証に係る費用の内容について回答する期間が十分でなかったと主張するが、3週間の期間は十分であったといえるし、異議申立て及び審査請求の際にも、具体的に

回答していないことからすると、3週間以上の期間を設けても原告の回答を期待することは困難であったというべきである。したがって、回答期間が十分でなかったことをもって違法であるという原告の主張は、その前提において失当である。

【原告の主張】

原告が必要経費の根拠として提出した本件経費領収証は、すべて事業遂行に必要な経費に係るものである。

原告は、調査担当者に、必要経費に該当しない費用について具体的な説明を求めたが、本件否認領収証の内訳を示されたのは所得税の各更正処分の3週間ほど前であり、業務遂行上の必要性について回答する期間を与えられなかったに等しいため、本件調査は違法である。

(3) 課税仕入れに係る消費税額控除を認めることができるか

【被告の主張】

消費税法30条1項が規定する課税仕入れに係る消費税額の控除を受けるためには、同条8項及び9項が規定する帳簿及び請求書等を保存している必要がある。

しかしながら、原告は、本件調査段階において、帳簿は作ったことがなく、仕入れ先からの請求書は既に破棄したと述べ、前記帳簿及び請求書を提示しなかった。したがって、原告は、上記帳簿及び請求書等を保存しておらず、課税仕入れに係る消費税額控除を認めることはできない。

【原告の主張】

原告はパソコンに売上げや仕入れ等を入力しており、本件調査の際、消費税法30条8項及び9項が規定する帳簿及び請求書に該当するものを提示している。したがって、原告は、上記帳簿及び請求書等を保存していたといえるので、課税仕入れに係る消費税額控除は認められるべきである。

(4) 本件調査の違法性

【被告の主張】

本件調査は、質問検査の必要があり、かつ、これと相手方の私的利益との衡量において社会通念上相当な限度の範囲内で適正に行われており、原告が主張するような暴言、脅迫及び質問検査権の濫用等の事実は存在しないから、違法ではない。

さらに、調査の違法によりそれに基づく更正・決定が違法となる場合は、調査の手續が刑事法規に触れ、公序良俗に反し又は社会通念上相当の限度を超えて濫用にわたる等重大な違法を帯び、何らの調査なしに更正・決定処分をしたに等しいものとの評価を受ける場合に限られるというべきであるところ、本件調査がそのような評価を受ける場合に該当しないことは明らかである。

【原告の主張】

原告は、本件調査の際、調査担当者から暴言、脅迫及び質問検査権の濫用等を受けており、そのような調査の手法は、社会通念上相当な限度の範囲を逸脱している。

本件調査は、乙が、平成18年6月頃のC関連法人の税務調査の際に、調査担当者から、同法人の調査には手加減をするので、原告の調査に協力してくれと言われたことに端を発しており、そのような調査の手法は、社会通念上相当な限度の範囲を逸脱している。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1)「本件C仕入等は架空取引か」について

- (1) 原告は、本件C仕入等は実在する取引であると主張し、陳述書（甲41）及びその本人尋問において、C関連法人に対して機械製作を発注したと述べ、また、乙も、陳述書（甲42）及びその証人尋問において、原告から機械製作の受注をし、これを丙に外注し、丙がさらにKに外注したと述べる。さらに、原告の主張に沿う証拠として、本件C領収証（乙5ないし7）及び本件K領収証（乙27、28）が存在する。
- (2) しかしながら、他方で、証拠（乙10）によれば、乙は、本件調査段階においては、「領収を書いてやったんよ」「領収証に書いとる金額の5パーセントを伝票代としてわしんとこが貰っとるよ」「わしはあくまで伝票代をもらうだけじゃけえ、それ以外のことは知らんわ」などと述べ、原告から機械製作の受注をしたことや、丙にこれを外注したこと、最終的にKが機械を製作したことにつき、一切言及をしていない（なお、後述するとおり、本件調査段階での乙の供述は、その真意に反するものとは認められない。）。
- (3) また、乙の証人尋問における証言をみても、乙は、丙と会ったこともないし、丙の連絡先も知らないと述べるが（証人乙81、82）、丙が乙の外注先であり、実際に取引関係にあったのであれば、取引に関し何らかの問題が生じる場合に備えて取引先の連絡先を把握しているのが通常であることからすると、乙が丙の連絡先を知らないのは不自然である。
さらに、乙の証言によれば、Kに外注をしたのは、丙であり、代金は丙からKに流れているのであるから（証人乙69）、本来、Kが丙に宛てた領収証が存在するはずであるところ、本件K領収証の宛名はC関連法人となっており、この点につき乙からの合理的な説明はされていない（証人乙101、102）。本件K領収証に、Kの住所、連絡先が記載されていないことも、他の領収証と比較すると不自然であり、かつ、この点についての乙の説明（証人乙32）も、不合理である。
- (4) 次に、原告の本人尋問における供述について検討するに、原告は、発注した機械に不具合があった場合でも、C関連法人にその事実を伝えたことはなく、自分で直している、代金の減額請求もしていないと述べる（原告本人224ないし227）。しかしながら、機械の不具合は、本来、発注先であるC関連法人が責任をもって直すべきものであり、両者が継続的取引関係にあったのであれば、C関連法人に何の連絡をすることもなく、自分で直し、さらに代金の減額請求もしないのは、事業を営んでいる者の対応として、不自然、不合理である。また、原告は、本件調査段階において、機械製作の発注はFAXで行ったと述べ（乙11）、本人尋問において、機械の納品は途中から運送会社を使って行われたと述べるが（原告本人213ないし216）、機械の発注及び納品があった事実を認めるに足りる客観的証拠はない。
- (5) さらに、C関連法人が受注したのは機械の製作であるにもかかわらず、本件C領収証の中には、但し書きの欄に、「工事代金」と記載されているものがあり（乙6の1ないし8、乙7）、領収証の記載自体、原告の主張に沿わない部分がある。
- (6) なお、本件調査において、丁も、乙に丙なる人物を紹介し、代金等の取り次ぎをしたなど、原告の前記主張に沿う供述をしている（乙14）。しかしながら、丁は、丙と平成10年から平成18年2月まで親しい交際をしていたはずであるにもかかわらず、丙の住所について、大阪の人である以上のことは知らないというのは不自然である上、その存在を裏付ける客観的証拠はないこと（乙15、16）からすれば、丁の前記供述は、容易に採用できるものではない。
- (7) 以上によれば、原告の主張に沿う証拠はいずれも採用することができないから、本件C仕入等に係る取引は存在しないと認めるほかない。

2 争点(2)「本件否認領収証に係る費用を必要経費に算入できるか」について

(1) 所得税法37条1項は、必要経費に算入すべき金額につき、「総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るため直接に要した費用の額及びその年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用の額とする」と規定している。この規定に照らせば、事業を営む者が支出した費用のうち、必要経費に算入されるのは、それが客観的にみて事業活動と直接の関連性をもち、かつ、業務の遂行上必要な費用に限られるというべきである。

(2) これを本件についてみると、別紙3記載の本件否認領収証に係る費用は、その「相手先」及び「摘要」を見る限り、機械の製作及び補修業を営む原告の業務と直接の関連性をもち、かつ、業務の遂行上必要な費用であると認めることはできない。これに対し、原告は、これらの費用につき業務の遂行上必要な費用であると主張し、「僕自身はそれは仕事で使ったものだから入れたつもりなんですけども。」と述べるのみで(原告本人32)、業務との関連性及び業務遂行上の必要性につき個別具体的な説明や反証をしていない。

したがって、本件否認領収証に係る費用を必要経費として算入することはできない。

(3) また、原告は、本件調査段階において、業務との関連性及び業務遂行上の必要性につき回答する期間が3週間ほどしかなく、不十分であったから、本件調査は違法であると主張する。

しかしながら、本件訴訟の段階においても原告による個別具体的な回答がないことは前記のとおりであるから、本件調査段階における回答期間の当否は、そもそも、本件処分の違法に直接結びつく問題ではないし、原告自らが確定申告において必要経費として計上した費用に関する回答期間として、3週間という期間が社会通念上不当に短いともいえない。よって、原告のかかる主張は採用できない。

3 争点(3)「課税仕入れに係る消費税額控除を認めることができるか」について

(1) 消費税法30条1項によると、事業者は、消費税を納付するに当たり、その課税期間における課税売上げに係る消費税額から、その期間中に国内において行った課税仕入れに係る消費税額を控除することができるが、そのためには、原則として、「課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等(中略)を保存」している必要がある(同条7項)、「帳簿及び請求書等」は、同条8項及び9項が規定する要件を充足するものでなければならない。

(2) 本件調査において、前記前提となる事実(3)イ(ア)ないし(オ)の書類が原告から提示されたことに争いはないが、提示されたこれらの書類の中に、消費税法30条7項の「帳簿及び請求書等」に該当するものは存在しない(本件集計表(乙4)は、同条8項が規定する「課税仕入れを行った年月日」や「課税仕入れに係る資産又は役務の内容」が記載されていないから、同条7項の「帳簿」に該当しない)。

原告は、上記以外の書類も保存しており、それらも調査担当者に提示したかのように主張するが、これを認めるに足りる証拠はない。むしろ、原告自身が、本件調査段階において、帳簿は作ったことがないし、仕入れに係る請求書は全部破棄したと述べ(乙12)、本人尋問においても、確定申告に係る書類を残していなかったと述べていることからすると(原告本人9ないし14)、原告は、消費税法30条7項の「帳簿及び請求書等」に該当する書類を保存していなかったと認めるのが相当である。

したがって、課税仕入れに係る消費税額控除を認めることはできない。

4 争点(4)「本件調査の違法性」について

(1) 原告は、本件調査の際、調査担当者から暴言、脅迫及び質問検査権の濫用等を受けたと主張し、その本人尋問において、調査担当者から「税務署をなめとんのか」「ちゃんといわんと刑務所入れる」などと言われたと述べる。

しかしながら、聴取書（乙11ないし13）の内容をみても、基本的に一問一答形式で作成されており、原告の主張に沿った供述が録取されている上、調査担当者に迎合する供述が録取されているのであればともかく、原告が説明不能あるいは記憶にないと述べた部分もそのとおり録取されているなど、原告の真意に反する供述が取られたことを窺わせる箇所はないし、原告本人の供述以外に、上記事実を認めるに足りる証拠はない。

そして、前述したとおり、本件C仕入等に関する原告の供述は採用できないことからすると、本件C仕入等に係る本件調査の違法性に関する原告の供述も、にわかに採用できないといわざるを得ない。

(2) また、原告は、乙が、C関連法人の税務調査の際に、調査担当者から、同法人の調査には手加減をするので、原告の調査に協力してくれと言われたと主張し、乙は、陳述書（甲41）及び証人尋問において、これに沿うような証言をしている。

しかしながら、乙証言以外に上記事実を窺わせる資料はなく、乙が、自身の聴取書作成の際に、調査担当者に対して訂正を申し立てたところ、その申立てのとおり、原告に有利な方向に訂正してもらっていること（証人乙44、124ないし126、156）からすれば、調査担当者の不当な働きかけにより、乙の真意に反する供述が取られたと認めることはできず、前述したとおり、本件C仕入等に関する乙の証言は採用できないことからすると、本件C仕入に係る本件調査の違法性に関する乙の証言も、にわかに採用できないといわざるを得ない。

(3) したがって、本件調査に原告が主張するような違法な点があったと認めることはできない。

5 本件各処分 of 適法性

以上に述べたところに加え、証拠（乙1ないし3、8、9、17ないし38）及び弁論の全趣旨によれば、本件処分の適法性については、別紙2において被告の主張するとおり認めることができる。

6 結論

よって、原告の請求は、いずれも理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

岡山地方裁判所第2民事部

裁判長裁判官 工藤 涼二

裁判官 細野 高広

裁判官 木村 真琴

年分	区分 項目	確定申告	更正処分等	異議申立て	異議決定	審査請求	裁決
平成12年分	総所得金額 (事業所得の金額)	6,142,636	29,452,893	全部取消	棄却	全部取消	棄却
	申告納税額	258,000	7,077,900				
	予定納税額	0	0				
	納付すべき税額 (還付金の額に相当する税額)	258,000	7,077,900				
	過少申告加算税の額	—	19,000				
	重加算税の額	—	2,317,000				
平成13年分	総所得金額 (事業所得の金額)	4,563,740	13,350,643	全部取消	棄却	全部取消	棄却
	申告納税額	154,700	1,736,300				
	予定納税額	172,000	172,000				
	納付すべき税額 (還付金の額に相当する税額)	▲17,300	1,564,300				
	過少申告加算税の額	—	—				
	重加算税の額	—	549,500				
平成14年分	総所得金額 (事業所得の金額)	5,714,309	15,939,293	全部取消	棄却	全部取消	棄却
	申告納税額	103,000	2,364,300				
	予定納税額	103,000	103,000				
	納付すべき税額 (還付金の額に相当する税額)	0	2,261,300				
	過少申告加算税の額	—	—				
	重加算税の額	—	791,000				
平成15年分	総所得金額 (事業所得の金額)	8,642,029	30,693,531	全部取消	棄却	全部取消	棄却
	申告納税額	594,400	7,722,400				
	予定納税額	0	0				
	納付すべき税額 (還付金の額に相当する税額)	594,400	7,722,400				
	過少申告加算税の額	—	48,000				
	重加算税の額	—	2,324,000				
平成16年分	総所得金額 (事業所得の金額)	5,596,900	25,928,353	全部取消	棄却	全部取消	棄却
	申告納税額	116,000	5,703,000				
	予定納税額	396,200	396,200				
	納付すべき税額 (還付金の額に相当する税額)	▲280,200	5,306,800				
	過少申告加算税の額	—	27,000				
	重加算税の額	—	1,858,500				
平成17年分	総所得金額 (事業所得の金額)	5,189,275	14,178,850	全部取消	棄却	全部取消	棄却
	申告納税額	108,000	1,839,800				
	予定納税額	0	0				
	納付すべき税額 (還付金の額に相当する税額)	108,000	1,839,800				
	過少申告加算税の額	—	8,000				
	重加算税の額	—	574,000				

本件訴訟に至る経緯及び内容（消費税等）

(単位：円)

年分	区分 項目	確定申告	更正処分等	異議申立て	異議決定	審査請求	裁決
平成12課税期間	課税標準額	74,812,000	74,949,000	全部取消	棄却	全部取消	棄却
	仕入税額控除の額	2,536,531	0				
	納付すべき消費税額	455,900	2,997,900				
	納付すべき地方消費税額	113,900	749,400				
	過少申告加算税の額	—	289,500				
	重加算税の額	—	367,500				
平成13課税期間	課税標準額	49,648,000	49,657,000	全部取消	棄却	全部取消	棄却
	仕入税額控除の額	1,693,306	0				
	納付すべき消費税額	292,600	1,986,200				
	納付すべき地方消費税額	73,100	496,500				
	過少申告加算税の額	—	230,000				
	重加算税の額	—	143,500				
平成14課税期間	課税標準額	62,485,000	62,407,000	全部取消	棄却	全部取消	棄却
	仕入税額控除の額	2,107,539	0				
	納付すべき消費税額	391,800	2,496,200				
	納付すべき地方消費税額	97,900	624,000				
	過少申告加算税の額	—	296,000				
	重加算税の額	—	168,000				
平成15課税期間	課税標準額	89,023,000	89,062,000	全部取消	棄却	全部取消	棄却
	仕入税額控除の額	3,089,190	0				
	納付すべき消費税額	471,700	3,562,400				
	納付すべき地方消費税額	117,900	890,600				
	過少申告加算税の額	—	407,000				
	重加算税の額	—	332,500				
平成16課税期間	課税標準額	62,270,000	62,272,000	全部取消	62,244,000	全部取消	棄却 (一部取消し 後のもの)
	仕入税額控除の額	2,149,870	0		0		
	納付すべき消費税額	340,900	2,490,800		2,489,700		
	納付すべき地方消費税額	85,200	622,700		622,400		
	過少申告加算税の額	—	246,500		245,000		
	重加算税の額	—	304,500		304,500		
平成17課税期間	課税標準額	47,203,000	47,250,000	全部取消	棄却	全部取消	棄却
	仕入税額控除の額	1,610,826	0				
	納付すべき消費税額	277,200	1,890,000				
	納付すべき地方消費税額	69,300	472,500				
	過少申告加算税の額	—	219,500				
	重加算税の額	—	133,000				

(別紙2)

本件各処分 of 適法性についての被告の主張

第1 本件各年分の所得税の更正処分（以下「本件各所得税更正処分」という。）の適法性について

1 事業所得の所得金額

被告が主張する原告の本件各年分の事業所得の金額は、原告が本件各年分の確定申告書に記載した事業所得の金額（別表1の①欄）に、別表1の②欄ないし⑥欄に記載した金額を加算ないし減算して算出したものである。

(1) 収入金額（別表1の②欄）

本件調査により確認された原告の事業所得の収入金額（乙17ないし20）と、原告の本件各年分の所得税の確定申告における事業所得の収入金額との間には、別表1の②欄記載の差額が認められた。そこで、その差額を本件各年分の事業所得の金額に加算ないし減額する。

(2) 本件C仕入等の額（別表1の③欄）

原告は、C関連法人が発行した領収書の金額を本件各年分の仕入金額及び外注工賃の額として必要経費に算入している（別表1の③欄）。

本件C仕入等は、架空取引であるから、本件各年分の必要経費に加算できない。したがって、別表1の③欄の金額を本件各年分の事業所得の金額に加算する。

(3) 仕入金額（別表1の④欄）

本件調査により確認された原告のC分以外の仕入金額（乙21ないし27）と、原告の本件各年分の所得税の確定申告における事業所得の必要経費に算入したC分以外の仕入金額の間には、別表1の④欄記載の差額が認められた。そこで、その差額を本件各年分の事業所得の金額に加算ないし減額する。

(4) 外注工賃の額（別表1の⑤欄）

本件調査により確認された原告のE分及びF協同組合分以外の外注工賃の額（乙28ないし37）と、原告の本件各年分の所得税の確定申告における事業所得の必要経費に算入したE分及びF協同組合分以外の外注工賃の額の間には、別表1の⑤欄記載の差額が認められた。そこで、その差額を本件各年分の事業所得の金額に加算ないし減額する。

(5) 本件否認領収証（別紙3記載のもの）に係る費用の額（別表1の⑥欄）

原告が本件各年分の必要経費に算入した本件否認領収証に係る費用の額（別表1の⑥欄）は、必要経費に算入することができないから、その額を本件各年分の事業所得の金額に加算する。

(6) 本件各年分の所得金額（別表1の⑦欄）

以上のことから、原告の本件各年分の事業所得の金額は、原告が本件各年分の確定申告書に記載した事業所得の金額（別表1の①欄）に、上記(1)ないし(5)までの各金額（別表1の②欄から⑥欄）を加算ないし減算した金額であり、別表1の⑦欄のとおりとなる。

2 所得控除の額

(1) 損害保険料控除の額（別表1の⑧欄）

原告は、平成15年分及び平成16年分の所得税の確定申告書において、L火災保険株式会社に2万4481円を支払ったとして、損害保険料控除の額を2万4481円としているが、当該損害保険料控除に係る保険契約は、保険期間が平成14年8月19日から平成29年8月19日までの15年間で、満期返戻金がない契約であるため（乙38）、所得税法77条1項の規定に従って計算すると、損害保険料控除の額は、当該各年分とも3000円となる。

なお、平成12年分ないし平成14年分並びに平成17年分の損害保険料控除の額は、原告が提出した本件各年分の所得税の確定申告書に記載された金額と同額である。

(2) 損害保険料控除以外の所得控除の額（別表1の⑨欄）

損害保険料控除以外の所得控除の額は、原告が提出した本件各年分の所得税の確定申告書に記載された金額と同額である。

(3) 所得控除の合計額（別表1の⑩欄）

本件各年分の所得控除の合計額は、上記(1)及び(2)の合計額である。

3 所得税の額

(1) 課税総所得金額（別表1の⑪欄）

本件各年分の課税総所得金額は、上記1(6)の金額から2(3)の金額を控除した金額（ただし、国税通則法118条1項に基づき、1000円未満の端数を切り捨てる。）である。

(2) 所得税額（別表1の⑫欄）

本件各年分の所得税額は、所得税法89条（平成18年法律10号による改正前のもの）及び経済社会の変化等に対応して早急に講ずるべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律4条（平成18年法律第10号による廃止前のもの）の規定により算出した金額である。

(3) 住宅借入金（取得）等特別控除の額（別表1の⑬欄）

原告は、平成15年分の所得税の確定申告において、住宅借入金（取得）等特別控除の額を16万7800円としているが、原告の平成15年分の所得金額（別表1の⑦欄）が3000万円を超えるため、租税特別措置法41条（平成15年法律8号による改正前のもの）の規定に従って計算すると、住宅借入金（取得）等特別控除の額は0円となる。

なお、平成14年分、平成16年分及び平成17年分の住宅借入金（取得）等特別控除の額は、原告が提出した本件各年分の所得税の確定申告書に記載された金額と同額である。

(4) 定率減税の額（別表1の⑭欄）

本件各年分の定率減税の額は、経済社会の変化等に対応して早急に講ずるべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律6条（平成17年法律第21号による改正前のもの）の規定に従って計算すると、本件各年分とも25万円となる。

(5) 納付すべき税額（別表1の⑮欄）

本件各年分の納付すべき税額は、上記(2)の金額から(3)及び(4)の金額を控除した金額（ただし、国税通則法119条1項に基づき、100円未満の端数を切り捨てる。）である。

(6) 既に納付した税額（別表1の⑯欄）

本件各年分の既に納付した税額は、原告が提出した本件各年分の所得税の確定申告書に記載された申告納税額と同額である。

(7) 差引納付税額（別表1の⑰欄）

本件各年分の差引納付税額は、上記(5)の金額から(6)の金額を控除した金額である。

4 まとめ

以上のとおり、原告の本件各年分の所得税の納付すべき税額（別表1の⑰欄）は、いずれも本件各所得税更正処分による納付すべき税額（別表1の⑱欄）と同額又はそれを上回るから、本件各所得税更正処分は、適法である。

第2 本件各年分の所得税の加算税の賦課決定処分（以下「本件各所得税賦課決定処分」という。）の適法性について

1 前記第1のとおり、本件各所得税更正処分はいずれも適法であり、国税通則法65条所定の過少申告加算税の賦課要件に欠けるところはないから、本件各所得税賦課決定処分は、適法である。

したがって、本件については、同条1項に基づき過少申告加算税が課されることとなり、その額は、別表2の⑮欄のとおりである。

2 また、原告が本件各年分の必要経費に算入している本件C仕入等は、架空取引であり、これにより計算した過少な所得金額を記載した本件各年分の所得税の確定申告書を提出しているのであるから、このような原告の行為は、国税通則法68条1項にいう「国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出」したことに該当する。

したがって、本件C仕入等を必要経費に算入しないこととして算出した納付すべき所得税額については、同法68条1項に基づき重加算税が課されることとなり、その額は別表2の⑰欄のとおりである。

3 よって、本件各年分の所得税の過少申告加算税の額（別表2の⑮欄）及び重加算税の額（別表2の⑰欄）は、いずれも本件各所得税賦課決定処分の額（過少申告加算税につき別表2の⑲欄、重加算税につき別表2の⑳欄）と同額またはそれを上回るため、本件各所得税賦課決定処分は、いずれも適法である。

第3 本件各課税期間の消費税及び地方消費税の更正処分（以下「本件各消費税等更正処分」という。）の適法性について

1 消費税額

(1) 課税標準額（別表3の③欄）

本件調査により確認された原告の事業所得の収入金額に105分の100を乗じた金額と、原告の本件各課税期間の消費税等の確定申告における課税資産の譲渡等の対価の額との間には別表3の②欄記載の差額が認められた（乙17ないし20）。そこで、その差額を加算ないし減算し、別表3の③欄記載の額を本件各課税期間の課税資産の譲渡等の対価の額とする。

なお、課税標準額については、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後の金額となる。

(2) 消費税額（別表3の④欄）

原告の本件各課税期間の課税標準額に対する消費税額は、上記(1)の標準額に対し、消費税法29条所定の税率（100分の4）を乗じた金額である。

(3) 控除対象仕入税額（別表3の⑤欄）

原告は、本件各課税期間において、消費税法30条8項及び9項が規定する帳簿及び請求書等を保存していないから、消費税法30条7項が規定する「事業者が当該課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等（中略）を保存しない場合」に該当し、消費税法30条1項の規定は適用されないというべきであるから、本件各課税期間分の消費税について、課税仕入れに係る消費税額の控除を認めることはできない。

したがって、控除対象仕入税額は、別表3の⑤欄のとおり0円となる。

(4) 納付すべき消費税額（別表3の⑧欄）

上記(3)のとおり、控除対象仕入税額は0円となるから、消費税の納付すべき税額は、消費税法45条1項4号の規定により、課税標準額に対する消費税額と同額（別表3の④欄。ただし、国税通則法119条1項に基づき、100円未満の端数を切り捨てる。）である。

(5) 既に納付した消費税額（別表3の⑨欄）

既に納付した消費税額は、原告が提出した本件各課税期間の消費税等の確定申告書に記載された納付消費税額と同額である。

(6) 差引納付消費税額（別表3の⑩欄）

本件各課税期間の差引納付消費税額は、上記(4)の金額から(5)の金額を控除した金額である。

2 地方消費税額

(1) 地方消費税の課税基準となる消費税額（別表3の⑪欄）

地方消費税の課税標準となる消費税額は、地方税法72条の77第2号、同法72条の82により、差引消費税額（別表3の⑥欄）と同額である。

(2) 譲渡割額（別表3の⑫欄）

譲渡割額は、上記(1)の地方消費税額の課税標準となる消費税額に対し、地方税法72条の83所定の税率（100分の25）を乗じた金額である。

(3) 納付すべき譲渡割額（別表3の⑬欄）

納付すべき譲渡割額は、上記(2)の地方税の譲渡割額と同額である。

(4) 既に納付した譲渡割額（別表3の⑭欄）

既に納付した譲渡割額は、原告が提出した本件各課税期間の消費税等の確定申告書に記載された納付譲渡割額と同額である。

(5) 差引納付譲渡割額（別表3の⑯欄）

本件各課税期間の差引納付譲渡割額は、上記(3)の金額から(4)の金額を控除した金額である。

3 差引納付すべき消費税等の額

差引納付すべき消費税等の額は、上記1(6)と上記2(5)の合計額（別表3の⑰欄）である。

4 まとめ

以上のとおり、原告の本件各課税期間の納付すべき消費税等の額（別表3の⑰欄）は、いずれも本件各消費税等更正処分による納付すべき消費税等の額（別表3の⑱欄）と同額であるから、本件各消費税等更正処分は、適法である。

第4 本件各課税期間の消費税及び地方消費税の加算税の賦課決定処分（以下「本件各消費税等賦課決定処分」という。）の適法性について

1 前記第3のとおり、本件各消費税等更正処分はいずれも適法であり、国税通則法65条所定の過少申告加算税の賦課要件に欠けることはないから、本件各消費税等賦課決定処分は、適法である。

したがって、本件については同条1項及び2項に基づき過少申告加算税が課されることとなり、その額は、別表4-2の⑩欄のとおりである。

2 また、原告は、本件各課税期間において、本件C仕入等に係る消費税額を控除対象仕入税額の額に含めて計算しているが、これは架空取引であるというべきであり、これにより計算した過少な消費税額（ひいては地方消費税額）を記載した本件各課税期間分の消費税等の確定申告書を提出したものであるから、このような原告の行為は、国税通則法68条1項にいう「国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出」したことに該当する。

したがって、本件C仕入等に係る消費税額について、課税仕入れに係る消費税額の控除を行わないこととして算出した消費税等の額については同法68条1項に基づき重加算税が課されることとなり、その額は、別表4-2の⑭欄のとおりである。

3 よって、本件各課税期間の消費税等の過少申告加算税の額（別表４－２の⑪欄）及び重加算税の額（別表４－２の⑭欄）は、いずれも本件各消費税等賦課決定処分の額（過少申告加算税につき別表４－２の⑮欄、重加算税につき別表４－２の⑯欄）と同額であるため、本件各消費税等賦課決定処分は、いずれも適法である。

以上

被告主張額（所得税）

（単位：円）

項目	区分	No.	平成12年分	平成13年分	平成14年分	平成15年分	平成16年分	平成17年分
所得金額（申告額）		①	6,142,636	4,563,740	5,714,309	8,642,029	5,596,900	5,189,275
収入金額		②	143,247	9,450	▲81,900	41,790	2,041	49,839
本件C仕入等の額		③	22,085,395	8,753,252	10,279,816	20,000,000	18,400,000	7,999,998
仕入金額		④	415,420	▲1,694	11,093	1,271	355,553	▲2,887,915
外注工賃の額		⑤	671,340	242,983	16,500	420,700	▲61,465	2,480,727
本件否認領収証に係る費用の額		⑥	0	0	0	1,589,642	1,635,534	1,346,926
所得金額（被告主張額） （①～⑥の計）		⑦	29,458,038	13,567,731	15,939,818	30,695,432	25,928,563	14,178,850
損害保険料控除の額		⑧	15,000	15,000	15,000	3,000	3,000	3,000
損害保険料控除以外の所得控除の額		⑨	2,902,342	2,614,352	2,459,086	2,413,143	2,730,196	2,746,843
所得控除の合計額 （⑧＋⑨）		⑩	2,917,342	2,629,352	2,474,086	2,416,143	2,733,196	2,749,843
課税総所得金額 （⑦－⑩）		⑪	26,540,000	10,938,000	13,465,000	28,279,000	23,195,000	11,429,000
所得税額		⑫	7,329,800	2,051,400	2,809,500	7,973,230	6,092,150	2,198,700
住宅借入金（取得）等特別控除の額		⑬	—	—	195,200	—	139,100	108,900
定率減税の額		⑭	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000
納付すべき税額 （⑫－⑬－⑭）		⑮	7,079,800	1,801,400	2,364,300	7,723,200	5,703,000	1,839,800
既に納付した税額		⑯	258,000	154,700	103,000	594,400	116,000	108,000
差引納付税額（⑮－⑯）		⑰	6,821,800	1,646,700	2,261,300	7,128,800	5,587,000	1,731,800
本件各所得税更正処分による納付すべき税額		⑱	6,819,900	1,581,600	2,261,300	7,128,000	5,587,000	1,731,800

（注1） ⑪欄の金額は、国税通則法118条1項により、千円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

（注2） ⑫欄の金額は、所得税法89条（平成18年法律10号による改正前のもの）及び経済社会の変化等に対応して早急に講ずるべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律4条（平成18年法律10号による廃止前のもの）の規定により算出した金額である。

（注3） ⑬欄の金額は、租税特別措置法41条（平成14年分については、平成15年法律8号による改正前のもの、平成15年分については、平成16年法律14号による改正前のもの）の規定により算出した金額である。

（注4） ⑭欄の金額は、経済社会の変化等に対応して早急に講ずるべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律6条（平成17年法律21号による改正前のもの）の規定により算出した金額である。

（注5） ⑮欄の金額は、国税通則法119条1項の規定により、百円未満の端数を切り捨てた後の金額である。ただし、⑮欄の金額の百円未満の端数切り捨てについては、国税通則法基本通達第119条関係の1の取扱いによる。

被告主張額（所得税に係る加算税の額）

（単位：円）

区分 項目	No.	平成12年分	平成13年分	平成14年分	平成15年分	平成16年分	平成17年分
所得金額（申告額）	①	6,142,636	4,563,740	5,714,309	8,642,029	5,596,900	5,189,275
隠ぺい仮装事由以外の額 （別表1の②、④～⑥欄）	②	1,230,007	250,739	▲54,307	2,053,403	1,931,663	989,577
所得金額（被告主張額） （①＋②の計）	③	7,372,643	4,814,479	5,660,002	10,695,432	7,528,563	6,178,852
各種所得控除の額 （別表1の⑩欄）	④	2,917,342	2,629,352	2,474,086	2,416,143	2,733,196	2,749,843
隠ぺい仮装事由以外の課税 総所得金額（③－④）	⑤	4,455,000	2,185,000	3,185,000	8,279,000	4,795,000	3,429,000
隠ぺい仮装事由以外の所 得税額	⑥	561,000	218,500	318,500	1,325,800	629,000	355,800
住宅借入金（取得） 等特別控除の額	⑦	—	—	195,200	—	139,100	108,900
定率減税の額	⑧	112,200	43,700	24,660	250,000	97,980	49,380
隠ぺい仮装事由以外の納付 すべき税額（⑥－⑦－⑧）	⑨	448,800	174,800	98,600	1,075,800	391,900	197,500
既に納付した税額	⑩	258,000	154,700	103,000	594,400	116,000	108,000
過少申告加算税 対象税額（⑨－⑩）	⑪	190,800	20,100	—	481,400	275,900	89,500
重申告加算税対象税額 （別表1の⑰欄－⑱）	⑫	6,631,000	1,626,600	2,261,300	6,647,400	5,311,100	1,642,300
過少申告加算税の基礎 となる税額（⑪）	⑬	190,000	20,000	—	480,000	270,000	80,000
過少申告加算税の割合	⑭	10%	10%	10%	10%	10%	10%
過少申告加算税の額 （⑬×⑭）	⑮	19,000	—	—	48,000	27,000	8,000
重加算税の基礎 となる税額（⑫）	⑯	6,630,000	1,620,000	2,260,000	6,640,000	5,310,000	1,640,000
重加算税の割合	⑰	35%	35%	35%	35%	35%	35%
重加算税の額 （⑯×⑰）	⑱	2,320,500	567,000	791,000	2,324,000	1,858,500	574,000
本件各所得税賦課決定処分 の額（過少申告加算税の額）	⑲	19,000	—	—	48,000	27,000	8,000
本件各所得税賦課決定処分 の額（重加算税の額）	⑳	2,317,000	549,500	791,000	2,324,000	1,858,500	574,000

（注1） ⑤欄の金額は、国税通則法118条1項により、千円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

（注2） ⑥欄の金額は、所得税法89条（平成18年法律10号による改正前のもの）及び経済社会の変化等に対応して早急に講ずるべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律4条（平成18年法律10号による廃止前のもの）の規定により算出した金額である。

（注3） ⑦欄の金額は、租税特別措置法41条（平成14年分については、平成15年法律8号による改正前のもの、平成15年分については、平成16年法律14号による改正前のもの）の規定により算出した金額である。ただし、平成15年分については、別表1の⑦欄の所得金額が3000万円を超えるため、租税特別措置法41条（平成16年法律14号による改正前のもの）の適用はない。

（注4） ⑧欄の金額は、経済社会の変化等に対応して早急に講ずるべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律6条（平成17年法律21号による改正前のもの）の規定により算出した金額である。

（注5） ⑨欄の金額は、国税通則法119条1項の規定により、百円未満の端数を切り捨てた後の金額である。ただし、⑨欄の金額の百円未満の端数切り捨てについては、国税通則法基本通達第119条関係の1の取扱いによる。

（注6） ⑪欄の平成14年分については、⑨欄と⑩欄の差額がマイナスになるため、過少申告加算税対象税額は0円となる。

（注7） ⑬欄及び⑯欄の金額は、国税通則法118条3項により、万円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

（注8） ⑮欄の平成13年分については、過少申告加算税の額が2000円となるため、国税通則法119条4項の規定により全額切り捨てる。

被告主張額（消費税等）

（単位：円）

項目	区分	No.	平成12年 課税期間	平成13年 課税期間	平成14年 課税期間	平成15年 課税期間	平成16年 課税期間	平成17年 課税期間
当初申告額		①	74,812,652	49,648,904	62,485,448	89,023,135	62,270,720	47,203,054
売上計上漏れ額		②	136,426	9,000	▲78,000	39,800	▲26,456	47,466
課税標準額（①＋②）		③	74,949,000	49,657,000	62,407,000	89,062,000	62,244,000	47,250,000
消費税額（③×4／100）		④	2,997,900	1,986,200	2,496,200	3,562,400	2,489,700	1,890,000
控除対象仕入税額		⑤	0	0	0	0	0	0
差引消費税額（④－⑤）		⑥	2,997,900	1,986,200	2,496,200	3,562,400	2,489,700	1,890,000
中間納付税額		⑦	0	0	0	0	0	0
納付すべき消費税額 （⑥－⑦）		⑧	2,997,900	1,986,200	2,496,200	3,562,400	2,489,700	1,890,000
既に納付した消費税額		⑨	455,900	292,600	391,800	471,700	340,900	277,200
差引納付消費税額 （⑧－⑨）		⑩	2,542,000	1,693,600	2,104,400	3,090,700	2,148,800	1,612,800
地方消費税の課税標準 となる消費税額（⑥）		⑪	2,997,900	1,986,200	2,496,200	3,562,400	2,489,700	1,890,000
譲渡割額 （⑪×25%）		⑫	749,400	496,500	624,000	890,600	622,400	472,500
中間納付譲渡割額		⑬	0	0	0	0	0	0
納付すべき譲渡割額 （⑫－⑬）		⑭	749,400	496,500	624,000	890,600	622,400	472,500
既に納付した 譲渡割額		⑮	113,900	73,100	97,900	117,900	85,200	69,300
差引納付譲渡割額 （⑭－⑮）		⑯	635,500	423,400	526,100	772,700	537,200	403,200
差引納付すべき消費税 等の額（⑩＋⑯）		⑰	3,177,500	2,117,000	2,630,500	3,863,400	2,686,000	2,016,000
本件各消費税等更正処分による 納付すべき消費税等の額		⑱	3,177,500	2,117,000	2,630,500	3,863,400	2,686,000	2,016,000

（注1） ③欄の金額は、国税通則法118条1項の規定により、千円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

（注2） ⑥欄の金額は、国税通則法119条1項の規定により、百円未満の端数を切り捨てた後の金額である。ただし、⑥欄の金額の百円未満の端数切り捨てについては、国税通則法基本通達第119条関係の1の取扱いによる。

（注3） ⑫欄の金額は、地方税法20条の4の2第3項により、百円未満の端数を切り捨てた金額である。

（注4） ⑱欄の金額は、異議決定により一部取消された後の金額である。

被告主張額（消費税等に係る加算税）

（単位：円）

項目	区分	No.	平成12年 課税期間	平成13年 課税期間	平成14年 課税期間	平成15年 課税期間	平成16年 課税期間	平成17年 課税期間
課税標準額 (① + ②)	当初申告額	①	74,812,652	49,648,904	62,485,448	89,023,135	62,270,720	47,203,054
	隠ぺい仮装事由以外の額 (別表3の②欄)	②	136,426	9,000	▲78,000	39,800	▲26,456	47,466
		③	74,949,000	49,657,000	62,407,000	89,062,000	62,244,000	47,250,000
消費税額 (③ × 4 / 100)		④	2,997,900	1,986,200	2,496,200	3,562,400	2,489,700	1,890,000
控除対象仕入税額 (⑤ - ⑥)	当初申告額	⑤	2,536,531	1,693,306	2,107,539	3,089,190	2,149,870	1,610,826
	隠ぺい仮装事由以外の額	⑥	1,695,183	1,359,849	1,715,927	2,327,286	1,448,918	1,306,065
		⑦	841,348	333,457	391,612	761,904	700,952	304,761
差引消費税額 (④ - ⑦)		⑧	2,156,500	1,652,700	2,104,500	2,800,400	1,788,700	1,585,200
中間納付税額		⑨	0	0	0	0	0	0
納付すべき消費税額 (⑧ - ⑨)		⑩	2,156,500	1,652,700	2,104,500	2,800,400	1,788,700	1,585,200
既に納付した消費税額		⑪	455,900	292,600	391,800	471,700	340,900	277,200
過少申告加算税の基礎となる 差引納付消費税額(⑩-⑪)		⑫	1,700,600	1,360,100	1,712,700	2,328,700	1,447,800	1,308,000
地方消費税の課税標準 となる消費税額(⑧)		⑬	2,156,500	1,652,700	2,104,500	2,800,400	1,788,700	1,585,200
譲渡割額 (⑬ × 25%)		⑭	539,100	413,100	526,100	700,100	447,100	396,300
譲渡割の中間納付額		⑮	0	0	0	0	0	0
納付すべき譲渡割額 (⑭ - ⑮)		⑯	539,100	413,100	526,100	700,100	447,100	396,300
既に納付した譲渡割額		⑰	113,900	73,100	97,900	117,900	85,200	69,300
過少申告加算税の基礎となる 差引納付譲渡割額(⑯-⑰)		⑱	425,200	340,000	428,200	582,200	361,900	327,000
過少申告加算税 対象税額(⑱ + ⑲)		⑲	2,125,800	1,700,100	2,140,900	2,910,900	1,809,700	1,635,000
差引納付すべき消費税等の額 (別表3の⑰)		⑳	3,177,500	2,117,000	2,630,500	3,863,400	2,686,000	2,016,000
重加算税対象税額 (㉑ - ⑲)		㉑	1,051,700	416,900	489,600	952,500	876,300	381,000

(注1) ③欄の金額は、国税通則法118条1項の規定により、千円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

(注2) ⑧欄の金額は、国税通則法119条1項の規定により、百円未満の端数を切り捨てた後の金額である。ただし、⑧欄の金額の百円未満の端数切り捨てについては、国税通則法基本通達第119条関係の1の取扱いによる。

(注3) ⑭欄の金額は、地方税法20条の4の2第3項により、百円未満の端数を切り捨てた金額である。

被告主張額（消費税等に係る加算税）

（単位：円）

項目	区分	No.	平成12年 課税期間	平成13年 課税期間	平成14年 課税期間	平成15年 課税期間	平成16年 課税期間	平成17年 課税期間
加算税の対象となる税額 （別表3の⑰）		①	3,177,500	2,117,000	2,630,500	3,863,400	2,686,000	2,016,000
期限内申告税額 （別表3の⑨+⑮）		②	569,800	365,700	489,700	589,600	426,100	346,500
②と50万円のいずれか 多い方の金額		③	569,800	500,000	500,000	589,600	500,000	500,000
重加算税の対象となる税額 （別表4-1の⑳欄）		④	1,051,700	416,900	489,600	952,500	876,300	381,000
（通常分）	過少申告加算税の基礎 となる税額（①-④）	⑤	2,120,000	1,700,000	2,140,000	2,910,000	1,800,000	1,630,000
	過少申告加算税の割合	⑥	10%	10%	10%	10%	10%	10%
	過少申告加算税の額 （⑤×⑥）	⑦	212,000	170,000	214,000	291,000	180,000	163,000
（加重分）	過少申告加算税の基礎と なる税額（①-③-④）	⑧	1,550,000	1,200,000	1,640,000	2,320,000	1,300,000	1,130,000
	過少申告加算税の割合	⑨	5%	5%	5%	5%	5%	5%
	過少申告加算税の額 （⑧×⑨）	⑩	77,500	60,000	82,000	116,000	65,000	56,500
過少申告加算税の額 （⑦+⑩）		⑪	289,500	230,000	296,000	407,000	245,000	219,500
重加算税の基礎 となる税額（④）		⑫	1,050,000	410,000	480,000	950,000	870,000	380,000
重加算税の割合		⑬	35%	35%	35%	35%	35%	35%
重加算税の額 （⑫×⑬）		⑭	367,500	143,500	168,000	332,500	304,500	133,000
本件各消費税等賦課決定処分 の額（過少申告加算税分）		⑮	289,500	230,000	296,000	407,000	245,000	219,500
本件各消費税等賦課決定 処分の額（重加算税分）		⑯	367,500	143,500	168,000	332,500	304,500	133,000

（注1） ⑤、⑧及び⑫欄金額は、国税通則法118条3項により、万円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

（注2） ⑦欄の過少申告加算税の額（通常分）は、国税通則法65条1項の規定により、算出した額である。

（注3） ⑩欄の過少申告加算税の額（加重分）は、国税通則法65条2項の規定により、算出した額である。

（注4） ⑮及び⑯欄の金額は、異議決定により一部取消された後の金額である。

